

# 長野県薬剤師会病院診療所部会会則

## 第一章 名称と事務所

第1条 本部会は長野県薬剤師会病院診療所部会と称し、南信地区、中信地区、北信地区、東信地区に支部を置く。

第2条 本部会は、事務所を松本市旭 3-1-1 信州大学医学部附属病院内に置く。

## 第二章 目的および事業

第3条 本部会は会員相互の団結の強化を計り、技能の進歩と地位の向上を期する目的をもって、次の事業を行う。

- (1) 病院診療所の薬剤施設の設備運営の向上に関する調査研究。
- (2) 病院診療所の薬剤施設勤務者の待遇向上に関し必要な調査研究。
- (3) 講演会・研究会・見学・親睦会の開催、および関係諸団体、諸官庁との連絡。
- (4) 長野県薬剤師会会長（以下県薬会長と略称する）の委嘱を受けて、長野県薬剤師会に関する会務、または事業の一部を執行する。
- (5) その他本部会の目的達成の為の事業

## 第三章 会 員

第4条 本部会の会員は社団法人長野県薬剤師会会員にして、病院診療所勤務者をもって充てる。

第5条 本部会に名誉会員を置くことが出来る。

- 2 名誉会員は本部会に顕著な功績のあった会員を、役員会の推薦により総会において決定する。

## 第四章 役 員

第6条 本部会に次の役員を置く。

- 部 会 長…… 1 名
- 副部会長…… 4 名
- 部 長…… 若干名
- 委 員 長…… 若干名
- 監 事…… 2 名
- 支 部 長…… 4 名

第7条 部会長は、本部会を代表し会務を総理する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 部長、委員長は、会務の執行に関して部会長及び副部会長を補佐し、会務を行う。
- 4 監事は、部会の会務及び会計を監査する。
- 5 支部長は各支部を代表し、支部の業務を総攬する。

第8条 部会長は、総会において候補者を推薦し、長野県薬剤師会代議員会の承認を経て県薬会長が指名する。

2 副部長、監事は、総会において候補者を推薦し、部会長が指名する。

3 部長、委員長は部会長が指名する。

第9条 役員の任期は2年とする。ただし役員の任期満了の場合においても、後任者が就任するまで前任者はその職務を行う。

2 役員に欠員を生じたときは、第8条の定めるところにより推薦または指名し、就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

## 第五章 会 議

第10条 本部会の会議は、総会・役員会・委員会とする。

第11条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年1回部会長が招集する。

3 臨時総会は、次に掲げる場合に招集する。

(1) 部会長が必要と認めたとき。

(2) 役員会が必要と認めたとき。

4 役員会は、部会長および部長・委員長3分の1が必要と認めたとき、随時部会長が招集する。

第12条 総会は会員現数の2分の1以上の出席が無ければ開会することはできない。

2 やむを得ない理由のため総会に出席出来ない会員（賛助会員を除く）は他の会員（賛助会員を除く）を代理人として表決を委任することが出来る。この場合において表決委任者は会議に出席したものとみなす。

3 総会・役員会の決議は、出席者（賛助会員を除く）の過半数の同意を必要とする。

第13条 次の事項は、総会に附議しなければならない。

(1) 会則の変更

(2) 事業報告、事業計画に関する事

(3) 決算、予算に関する事

(4) 部会長、副部会長の候補者推薦

(5) 名誉会員の決定

## 第六章 会 計

第14条 本部会の会計は、長野県薬剤師会よりの事業費および交付金をもって充て、特別の事由ある場合、臨時に会費を徴収することが出来る。

## 第七章 事 業 年 度

第15条 本部会の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。

## 第八章 会 則 の 変 更

第16条 この会則は、総会の同意を得て変更することが出来る。

附則

本会則は、令和5年1月22日より効力を生ずる。

昭和33年11月23日制定

昭和36年6月18日一部変更

昭和38年6月22日一部変更

昭和40年2月28日一部変更

昭和46年7月18日一部変更

昭和53年3月4日一部変更

昭和54年3月4日一部変更

昭和56年7月18日一部変更

平成6年6月12日一部変更

平成9年6月22日一部変更

平成14年6月15日一部変更

平成26年6月14日一部変更

平成30年6月30日一部変更

令和5年1月21日一部変更